

令和2年4月14日

兵庫県内の事業者の皆様

兵庫県新型コロナウイルス感染症対策本部
本部長（兵庫県知事） 井戸 敏三

新型コロナウイルス感染症に係る休業要請等

4月7日、兵庫県全域に新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言が発令されました。兵庫県では、県民の皆様に出自粛を強く呼びかけるなどしましたが、その後も県内の感染者は増加しており、一刻も早くこの事態を収束させる必要があります。

そのため、県では、事業者の皆様に対し、新型インフルエンザ等対策特別措置法等に基づき、別紙のとおり休業等を要請することとしました。

事業者の皆様にはご迷惑をおかけいたしますが、県民のいのちを守るため、新型コロナウイルスの感染拡大防止に向け、施設の使用停止及び催物の開催の停止にご理解、ご協力を賜りますようお願いいたします。

記

1 区域

兵庫県内全域

2 期間

令和2年4月15日（水）～令和2年5月6日（水）

3 実施内容

- (1) 特措法に基づき休業要請を行う施設
- (2) 特措法によらない協力依頼を行う施設
- (3) 休業要請を行わない施設
 - ①社会生活を維持する上で必要な施設
 - ②社会福祉施設等